

市民参加実施予定シート

担当課：高齢者支援課・介護支援課・福祉政策課

予定
令和6年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画の 策定		市が考える 市民等への影響	<メリット> ・市内の高齢者や要支援・要介護者に対する調査を通じてニーズを把握し、住み慣れた地域 で生活するために必要なサービスの推進を図る。 <デメリット> ・特になし	
正式名称	第9期流山市高齢者支援計画			上位計画 の有無	無（流山市独自）
概要	令和6年度から令和8年度までの3か年における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画を策定する。 少子高齢化や核家族化の進展、災害発生時の助け合いなど課題に対して、「自助・公助・共助」の視点で整理し地域全体で福祉活動を推進できる環境づくりを進める。 いつまでも元気で暮らせるまちづくり、安心して利用し続けられる制度など、持続可能性のある仕組みの在り方を検討する。				

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り ()

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等	令和5年5月～同年10月の間 で6回程度	審議委員(専門家・公募の 市民等)	1009602		専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和5年11月～同年12月	全市民等	1044726		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	その他(アンケート調査)	令和5年1月～同年2月	無作為抽出による65歳以上 の 市民3,000人	-	アンケート調査	3か年の計画であり、より多くの当事者の声を聞き取る必要があると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和3年度		令和4年度											令和5年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
												アンケート調査			
														福祉施策審議会	パブリックコメント

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由